

奈良県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北郡  
山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があ  
った。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 小橋 一子 大和郡山市北郡山町一〇三―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 松下 悦子 大和郡山市北郡山町七二九

〃 藤村 孝友 〃 藤村 七三七